

第 3 次地域管理経営計画書

第 3 次国有林野施業実施計画書

(萩 森 林 計 画 区)

(第三次変更計画)

計画期間 { 自 平成 2 0 年 4 月 1 日
至 平成 2 5 年 3 月 3 1 日 }

(変更年月 平成 2 4 年 3 月)

近畿中国森林管理局

目 次

〔地域管理経営計画〕

はじめに	1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	
イ 取扱いの基本的な考え方	1
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	2

〔国有林野施業実施計画〕

2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	6
(4) 伐採総量	6

第3次地域管理経営計画（萩森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第6条第8項に基づき地域管理経営計画の一部を次のように変更します。

なお、本変更計画は、平成24年4月1日から効力を有します。

【変更理由】

国有林の地域別の森林計画との調和を図るため記載内容を変更します。

【変更する内容】

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に平成10年度から抜本的な改革を集中的に推進してきたところであり、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めていくための基礎を築いてきたところです。

また、平成17年2月に発効した京都議定書の削減目標達成のための「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」や平成23年7月に変更された「森林・林業基本計画」の目標達成に必要な森林整備等が重要な課題となっています。

本計画は「国有林野の管理経営に関する法律」に基づいて、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林野の管理経営に関する基本的な事項、維持及び保存に関する事項、国民参加による森林の整備に関する事項等を明らかにしたものであり、国民各層の理解と協力を得ながら、国有林野の適切な管理経営を推進します。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

イ 取扱いの基本的な考え方

国有林野の管理経営に当たっては、森林の持つ多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合を図りつつ、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって類型化し、それぞれの機能区分ごとに適切な管理経営を行うことを基本に、公益林を中心に、林木だけでなく森林生態系全般に着目して、動物相や下層植生、表土の保全等公益的機能の維持向上に配慮します。

具体的には、伐採林齢の長期化、林齢や樹種の異なる複層状態の森林の整備、小面積・モザイク的配置に留意した施業、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業を行うなど、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定的供給の確保とともに、併せて、自然再生、生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収・固定源としての機能の発揮を通じた木材資源の持続的な利用、国民と森林とのふれあいの場の提供、森林景観の保全等の観点にも留意した管理

経営を計画的かつ効率的に推進します。

このため、国有林を、

- ・土砂流出・崩壊の防備、水源の涵養等安全で快適な国民生活の確保を第一の目的として管理経営すべき森林は「水土保持林」
- ・原始的な森林生態系等貴重な自然環境の保全、国民と自然とのふれあいの場としての利用を図ることを第一の目的として管理経営すべき森林は「森林と人との共生林」
- ・環境に対する負荷が少ない素材である木材の効率的な生産を行うことを第一の目的として管理経営すべき森林は「資源の循環利用林」

の3つの機能類型に区分し、それぞれの目的に応じた管理経営を行います。

機能類型別の面積等については以下のとおりであり、本計画区における森林の立地特性を反映し、「水土保持林」が全体の100%を占めています。

機能類型別の森林の面積

(単位：面積 ha、比率 %)

区 分	水 土 保 全 林	森林と人との共生林	資源の循環利用林	合 計
面 積	1,200	—	—	1,200
比 率	100	—	—	100

注： 四捨五入により内訳と計が合わないことがあります。

また、平成23年7月に変更された「森林・林業基本計画」を踏まえ、適切な森林施業の確保、施業集約化の推進、路網の整備、人材の育成など森林・林業再生プランの実現に向けた取組を推進するとともに、地球温暖化対策や生物多様性保全への対応、山村の振興、海岸部の保安林の再生、住宅・公共施設の再建に必要な木材の安定供給、木質バイオマス資源の活用による環境負荷の少ない新しいまちづくり等を推進します。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため機能類型区分を行い、次のとおり各機能の発揮を目的とした管理経営を行います。

また、林相の維持・改良等に必要な施業の結果、伐採・産出される木材の有効利用及び機能発揮に支障を及ぼさない範囲で齢級構成の平準化・バイオマス利用等の地域のニーズに応じて必要な主伐を計画的に行い、木材を供給します。

ア 「水土保持林」に関する事項

「水土保持林」については、山地災害防止機能、水源涵養機能等の水土保持に必要な森林の健全性の維持増進を図るため、伐期の長期化、針広混交林への誘導の推進を図るほか、適切な造林、保育、間伐を計画的に実施するとともに、治山施設の計画的な配置に努

めます。

「水土保全林」は、国土保全タイプと水源涵養タイプの2つに分けて取り扱います。

(ア) 国土保全タイプ

山地災害の恐れのある森林、気象害等による居住・産業活動に対する環境悪化を防備する働きが期待される森林等を対象として、

- ① 根系が深くかつ広く発達し、下層植生を含む複数の階層を有する多様な樹種で構成される森林
- ② 気象害等に対して抵抗性の強い樹種で構成される森林
- ③ 必要に応じて土砂流出、崩壊を防止する治山施設が整備されている森林

に誘導することを目標として、保全対象と当該森林の位置関係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえ、針広混交林への誘導を目的とした間伐等を行い、災害に強い林分の育成に努めます。

なお、具体的な施業方法については、別紙「管理経営の指針」によります。

(イ) 水源涵養タイプ

水源涵養機能の維持向上が重要な国有林野を対象として、洪水緩和、渇水緩和、水質保全等水源涵養機能を発揮させるため、団粒構造がよく発達した粗孔隙に富む土壌を有し、深根性・浅根性等の様々な樹種・樹齢の樹木がバランスよく配置された下層植生の豊かな森林を目標として、皆伐に際しての伐採面積や伐区の取り方、皆伐できる下限の林齢の制限を加えた「施業群」を設け、森林現況等を踏まえ区分を行い、適切な管理経営に努めます。

なお、具体的な施業方法については、別紙「管理経営の指針」によります。

「水土保全林」の面積の内訳

(単位：ha)

区 分	国土保全タイプ	水源涵養タイプ	計
面 積	300	900	1,200

本計画においては、民有林の人工林蓄積が高く、近々から近い将来に向けて、国有林に対しての木材生産要望が高くないことを踏まえ、保安林の新規指定を受けて、分散伐区施業群を長伐期施業群へ見直しを行いました。

イ 「森林と人との共生林」に関する事項

本計画区に該当区域はありません。

ウ 「資源の循環利用林」に関する事項

本計画区に該当区域はありません。

なお、機能類型と国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林の関係については、次表のとおりです。

<u>機能類型</u>		<u>公益的機能別施業森林</u>	
<u>水土保全林</u>	<u>国土保全タイプ</u>	<u>土砂流出崩壊防備</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林</u> ・ <u>水源涵養機能維持増進森林</u>
		<u>気象害防備</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林</u> ・ <u>快適環境形成機能維持増進森林</u> ・ <u>水源涵養機能維持増進森林</u>
		<u>生活環境保全</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>快適環境形成機能維持増進森林</u> ・ <u>水源涵養機能維持増進森林</u>
	<u>水源涵養タイプ</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>水源涵養機能維持増進森林</u> 	
<u>森林と人との共生林</u>	<u>自然維持タイプ</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保健文化機能維持増進森林</u> ・ <u>水源涵養機能維持増進森林</u> 	
	<u>森林空間利用タイプ</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保健文化機能維持増進森林</u> ・ <u>水源涵養機能維持増進森林</u> 	
<u>資源の循環利用林</u>		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>水源涵養機能維持増進森林</u> 	

(第3次国有林野施業実施計画(萩森林計画区)の変更について)

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変更します。

なお、本変更計画は、平成24年4月1日から効力を有します。

【変更理由】

伐採計画について、市町村別内訳を追加します。

【変更する内容】

2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(6) 伐採総量

機能類型等別の伐採量は次のとおりです。(地域管理経営計画の1の(4)のイの(ア))

なお、本表は、伐採造林計画簿で定める箇所ごとの伐採量を取りまとめたものです。

(単位：材積 m³、面積 ha)

区 分		林 地					林地以外	合 計	
		主伐	間 伐	小 計	臨時伐採量	計			
水 土 保 全 林	国土保全タイプ	—	(39.67) 3,057	3,057	250	10,134	—	10,134	
	水源涵養タイプ	天然林	—	—					—
		長伐期	—	6,284					6,284
		その他	—	543					543
		計	—	(111.56) 6,827					6,827
合 計		—	(151.23) 9,884	9,884	250	10,134	—	10,134	
年 平 均		—	(30.25) 1,976	1,976	50	2,026	—	2,026	

注：1 「間伐」欄の()は、間伐面積

2 年平均は、四捨五入のため合計と合わないことがあります。

(再掲) 市町村別内訳

(単位：材積 m³、面積 ha)

区 分	林 地					林地以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
阿 武 町	—	(134.92) 8,986	8,986	/	/	/	/
萩 市	—	(16.31) 898	898				
合 計	—	(151.23) 9,884	9,884				

注：1 市町村の内訳には、臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含みません。

2 「間伐」欄の()は、間伐面積